

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年12月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2000219 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2000063 号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を39万7,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和51年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年7月

A社から、請求期間において、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該賞与の記録がない。

調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社が加入しているB企業年金基金（請求期間当時は、C厚生年金基金）から提出された請求者のC厚生年金基金の加入員記録によると平成22年7月に、また、同基金から提出された請求者の厚生年金基金加入員賞与支払届（写）及びD健康保険組合から提出された請求者の被保険者資格記録によると平成22年7月9日に、標準賞与額39万7,000円と記録されていることが確認できる。

また、i) A社の委託先であるE社及びB企業年金基金は、請求期間の賞与の届出について、複写式の届出用紙を使用していた旨陳述していること、ii) 事業主及びE社は、賞与支払届をD健康保険組合へ送付していたと陳述している上、同健康保険組合は、同届をC厚生年金基金及び年金事務所へそれぞれ送付していたと陳述していること等から判断すると、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、C厚生年金基金、D健康保険組合及び年金事務所に係る一体型（複写式）の賞与支払届を使用し、D健康保険組合を経由して年金事務所へ提出していたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者に標準賞与額39万7,000円に相当する賞与を平成22年7月9日に支払った旨の届出を年金事務所に対し行ったことが認められることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額を39万7,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2000283 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2000064 号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を20万5,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和55年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月

A社から、請求期間において、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該賞与の記録がない。

調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社が加入しているB企業年金基金（請求期間当時は、C厚生年金基金）から提出された請求者のC厚生年金基金の加入員記録によると平成22年7月に、また、企業年金連合会から提出された請求者の請求期間に係る中脱記録照会（回答）及びD健康保険組合から提出された請求者の被保険者資格記録によると平成22年7月9日に、標準賞与額20万5,000円と記録されていることが確認できる。

また、i) A社の委託先であるE社及びB企業年金基金は、請求期間の賞与の届出について、複写式の届出用紙を使用していた旨陳述していること、ii) 事業主及びE社は、賞与支払届をD健康保険組合へ送付していたと陳述している上、同健康保険組合は、同届をC厚生年金基金及び年金事務所へそれぞれ送付していたと陳述していること等から判断すると、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、C厚生年金基金、D健康保険組合及び年金事務所に係る一体型（複写式）の賞与支払届を使用し、D健康保険組合を経由して年金事務所へ提出していたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者に標準賞与額20万5,000円に相当する賞与を平成22年7月9日に支払った旨の届出を年金事務所に対し行ったことが認められることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額を20万5,000円に訂正することが必要である。